

8 太陽光発電施設の適切な廃棄等に向けた取組について

地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、脱炭素社会への歩みが加速する中、エネルギーの分散確保等の観点からも、再生可能エネルギーの積極的な活用が必要である。

太陽光発電設備は、2012年の固定価格買取制度導入以降、加速度的に普及し、再生可能エネルギーの導入促進に大きく貢献しており、今後ともさらなる導入が期待されている。

一方で、太陽光パネルの寿命は25～30年程度とも言われており、将来、使用済みパネルの大量排出が想定されていることから、資源の有効利用により環境への負荷をできるかぎり低減するため、使われなくなったパネルのリユースやリサイクルを進める必要がある。

また、事業終了後や事業者の経営破綻時などにおいて、パネルの放置や不適切な廃棄処理が行われた場合には、地域環境への影響が懸念されることから、事業者が適切な対応を図るための施策が必要である。

国では、FIT法に基づく事業計画策定ガイドラインを2018年4月に改訂して廃棄等費用の積立てを遵守事項とするとともに、2018年7月からは積立計画や進捗状況の毎年の報告を義務化した。積立ての水準や時期は事業者の判断に委ねられており、多くの事業者において積立てが実施されていない状況が明らかになっている。

これを受けて、現在、国において、廃棄等費用の確実な積立てを担保するための制度について検討が行われており、早期の制度化が求められているとともに、不適切な廃棄処理が行われないよう具体的な仕組みを構築する必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、再利用が可能なものについてはリユースを促進するとともに、廃

棄するものについては、できる限りリサイクルを行うものとし、そのために必要なリサイクル技術及び社会的システムを確立すること。

- 2 発電事業者による廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の検討を進め、早期に法制化するとともに、当該積立金を利用して、適正な処分等が確実に行われるための具体的な仕組みを構築すること。